

# 特定非営利活動法人 北海道NPOバンク 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この法人は、市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等に対する資金面での支援、特に資金融資等を通して、事業の基盤強化、事業遂行力の向上に繋がる経営全般のサポートを行うことを目的とする。

### 第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人北海道NPOバンクと称する。

### 第3条 (事業)

この法人は特定非営利活動促進法(以下「法」という)の別表17号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等への事業資金融資

市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等への起業に関する資金融資

市民活動団体(NPO)やワーカーズコレクティブ等の資金調達、経営計画に関する相談支援

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### (2) その他の事業

物品の斡旋及び販売

役務の提供

### 第4条 (事務所)

この法人の事務所は、札幌市に置く。

## 第2章 会員

### 第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

### 第6条 (入会及び会費)

会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとし、入会の承認は理事会が行う。

2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 第7条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)1年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名譽を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

#### 第8条（会費等の不返還）

会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

#### 第9条（役員）

この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事 12名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を理事長とする。

#### 第10条（役員の職務）

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 理事は、業務を執行する。

3 監事は、法第18条に定める職務を行う。

#### 第11条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第12条（役員の解任）

役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

#### 第13条（役員の報酬）

役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

### 第4章 総会

#### 第14条（構成及び権能）

この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

#### 第15条（種別及び開催）

総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

#### 第16条 (招集)

総会は、前条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する

2 理事長は、前条第3項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

#### 第17条 (定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第18条 (議決)

総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第19条 (表決権等)

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第17条及び第18条の適用については、総会に出席したものとみなす。

#### 第20条 (議事録)

総会の議事については、議事録を作成する事とし、その記載事項その他の必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

### 第5章 理事会

#### 第21条 (構成及び権能)

理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるもののほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

#### 第22条 (開催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれに当たる。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

#### 第23条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第24条 (定足数、議決、表決権等及び議事録)

第 17 条から第 20 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

### 第 25 条（資産の構成及び管理）

この法人の資産は、会費、寄附金収入、財産から生ずる収入、事業に伴う収入その他の収入をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

### 第 26 条（会計及び収支決算）

この法人の会計は、法第 27 号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2 収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

### 第 27 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

### 第 28 条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

## 第 7 章 解散及び定款の変更

### 第 29 条（解散）

総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

### 第 30 条（定款の変更）

この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得、変更することができる。

## 第 7 章 雑則

### 第 31 条（公告）

この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

### 第 32 条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期は、2003 年 6 月 30 日までとする。

理 事	杉岡 直人
理 事	上野 昌美
理 事	河西 邦人
理 事	佐藤 隆
理 事	佐藤 はるみ
理 事	樽見 弘紀
監 事	五十嵐 幹雄

3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年6月30日までとする。

#### 附則

1 . この定款は、2004年 5月 17日から一部改訂、施行する。